

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 6 号 平成 26 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 26 年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 月形町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第 12 号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 月形町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 月形町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 月形町学童保育所条例の制定について
- 議案第 18 号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 23 号 月形町子どものいじめ防止条例の制定について
- 議案第 24 号 月形町第 4 次総合振興計画の策定について
- 議案第 25 号 平成 27 年度月形町一般会計予算
- 議案第 26 号 平成 27 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 27 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 27 年度月形町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 27 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

(多田農業委員会会長 用務のため欠席の旨報告する)

- 議長 笹木 英二 ただ今の出席議員は 10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
3 日に引き続き会議を再開いたします。 (午前 10 時 00 分開会)
直ちに本日の会議を開きます。 (午前 10 時 00 分開議)
議事日程第 2 号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程 1 番 会議録署名議員の指名

- 議長 笹木 英二 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において
金子 廣 司 君
楠 順 一 君
の両君を指名いたします。

◎ 日程 2 番 議案第 6 号 平成 26 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

- 議長 笹木 英二 日程 2 番 議案第 6 号 平成 26 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明
議案書 226 ページ、第 2 表 繰越明許費の補正です。追加です。1 款 総務費 2 項 徴収費 社会保障・税番号制度システム整備事業として 60 万円を次年度へ繰越すものです。
2 歳入です。1 款 後期高齢者医療保険料 1 項 後期高齢者医療保険料 1 目 特別徴収保険料 301 万 1,000 円の補正減について、1 節の内

容のとおりです。保険料の見込み額精査による補正減です。2目 普通徴収保険料247万1,000円の補正増について、1節、2節の内容のとおりです。これについても保険料の見込み額精査による補正増です。3款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金307万6,000円の補正減について、1節の内容のとおりです。事業費精査による補正減です。

3 歳出です。2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金284万6,000円の補正減について、19節の内容のとおりです。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等の見込み額精査に伴う補正減です。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程3番 議案第7号 平成26年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長 笹木 英二 日程3番 議案第7号 平成26年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

256ページ、収益的収入及び支出 収入です。1款 病院事業収益 2項 医業外収益 2目 他会計負担金1,007万2,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。一般会計からの負担金です。

258ページ、支出です。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費2,450万4,000円の補正減について、1節から6節の内容のとおりです。主に看護師の欠員及び出張医師の減による補正減です。3目 経費507万2,000円の補正減について、2節から11節の内容のとおりです。1

1節の委託料の減については、主に業務の確定等に伴う補正減です。4目 減価償却費 5,266万円の補正増について、1節から3節の内容のとおりです。公営企業法改正に伴うみなし償却制度の廃止により、過去の補助金相当分を一括償却処理するものです。

262ページ、資本的収入及び支出 収入です。1款 資本的収入 2項 繰入金 1目 繰入金500万円の補正増について、1節の内容のとおりです。医事コンピューター更新に伴う補助金分を国保会計から繰入れするものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 国保会計の全体的なことですが、前回第1日目の定例会で一般会計からの繰出しの説明があり、今回は1,000万円ですが当初予算で名称は色々あるけれども赤字補填分とみなされる部分で、トータル6,800万円になったということでしたけれども、繰出しが増える実態として病院の状況として外来数など実態、町立病院の外来数や入院数が毎年度出している町の統計データを持っているのですが、平成25年度の段階でかなり改善されていたわけですが、今回どのようになったのか、教えていただきたいと思います。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 お答えいたします。町立病院の患者の状況です。入院患者については、2月末現在9,242名となっており、前年度の実績全体ですと約11,100名ということなので、このままいっても1万人を切る見込み、前年比約1,000名程度の入院患者減と予想しております。外来についても1月末現在18,812名ということで、これについても年度末実績は前年実績を1,000名程度下回るという見込みとなっております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、見込みで入院、外来共に1,000名程度減ということでしたが、今年度婦人科が完全に無くなって、その影響はどうだったのか。今、どちらも減っている要因としては、先ほど他の給与でも看護師の不足、出帳医の部分が無くなったという説明もあったので、そこも絡めてもう少し詳しく教えていただきたい。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 まず、入院については、何が原因かというと全体では人口減少、情報の多様化、交通機関の発達などで患者が病院を自由に選ぶ中で専門病院を受診することもあり、札幌など大きな病院にかかるという流れ

が全体的にあります。それはうちの病院のみならず札幌以外の地方、特に公立病院に多くみられる傾向ですが、患者が減っている状況にあります。それから、婦人科の減少については、元々の患者が多くなかったので大きな影響はないと思っております。全体として看護師が足りないということもあって整形ではなかなか手術スタッフが組めない状況、重症入院患者の手当ができないという若干の調整がないわけではない状況です。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 現状については分かりました。ちょっと前の段階からサービスの向上ということで集客を目指すということで色々な取り組みをされていたと思いますが、今のところはとりあえず患者数の極端な上昇にはなっていないということで、色々な要因があるからそこは何とも言えないと思っておりますけれども、それらの取り組みは進んでいるような状態なのか、そこだけお伺いしたいと思っております。はっきり聞いた方がいいですね。本年度どのような取り組みを行ったのか、中身をお願いします。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 集客の取り組みという質問ですが、病院という性格上、表だって宣伝できるわけではないと思っておりますが、サービスの質の向上ということがあると思っておりますので、研修費で予算を見ていただきましたけれども、介護員研修延べ8回、職員延べ数で100名ちょっとの出席をする中で全員が介護技術の研修を図るということで取り組みをしております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 今回、減価償却費が5,200万円ほど計上されておりますが、この内容と、これが決算に向けて病院会計にどのように左右されるのか、お伺いします。
- 議長 笹木 英二 病院事務長
- 病院事務長 渡邊 隆 減価償却については、261ページに建物、構造物、器機備品と3つに分けて補助金に係るものを一括償却させていただいております。減価償却については、ご存じのことと思っておりますが現金を伴わない経費というかたちになっておりますので、先ほどの一般会計繰入金とも関連するわけですが、従来の収支決算のかたち収入支出の均衡をとるかたちで一般会計の繰入れをもらった場合、年度末のキャッシュフローが大幅に増えてしまう通常、1億円程度を目安に調整させていただいておりますが、例えば5,000万円

をまともにやると1億5,000万円、1億8,000万円という数字になってしまう、そうすると期末において多額の現金を運用のしづらい、それをただ抱えることになるということで、それを考慮して一般会計繰入金を調整しております。ただし、これによりまして今のところあくまでも見込みですが、損益計算書等における年度末決算額については、約1億円程度の赤字になると思っております。ただ、そうしないと一般会計繰入金、繰出金側で見ると例えば今年同じだけれど来年になるとキャッシュフローで大きくなりますので、ゼロなど極端に浮き沈みが出てしまうので、それを避けるために今年の調整をしているというかたちですので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今回の減価償却については、補助金の一般的にいう圧縮記帳扱いという理解でよろしいかと思っておりますが、一般企業ですと減価償却費を見合いに設備の更新に対する引当金の積立をしていくと思うのですが、今の説明ですとキャッシュフローが膨らみすぎるから赤字だけれど一般会計からの繰入れで調整するということでしたが、これは病院に限らずこれから公営企業会計が自治体に適用されることになると同じような考え方で自治体の会計はやって行かなければならない流れになっていくと思っておりますが、特に病院の場合は設備更新が必然的に出てきますので、ただ単にキャッシュフローで調整するのではなく、何らかの積立てのようなものも検討する必要があると思っておりますが、現時点で考えていることがあれば、お聞きしたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 病院事務長

○ 病院事務長 渡邊 隆 議員ご指摘のとおりであると思っておりますが、それぞれ引当金を積むというのは、公営企業会計でもあるわけですが、町立病院会計は基本的に赤字であり、その状態で積むということになると本当に活用できないお金を持っているというかたちになりますので、それを避けて一般会計から状況に応じて入れていただくというかたちで現金をうまく回していく、活用していく考え方ですので、それぞれ引当金として積立てしておくというかたちは、現状では行わないと考えております。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 これ以上お話ししても結論の出ることではないと思っておりますが、最後に申し上げたいのはこのような考え方が自治体会計に導入されているということは、今まで固定資産に対する評価がなかったことに対しての反省もあると思うので、町全体としてどのような体系に移行していくのかということも検討して行かなければならないと思っておりますので、そのようなことを感じているということをお話しして終わりたいと思っております。

- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程4番 議案第9号 月形町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程4番 議案第9号 月形町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。行政手続法の一部を改正する法律により、行政手続法が改正され、法令違反の事実を発見した場合、行政に対し是正のための処分等を求めることができるよう見直しされ、また、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合は、行政に中止と再考を求めることができるよう見直しされたことによる本町の条例の改正です。改正内容については、最初に目次ですが、今回の見直しに伴い条項の追加により第4章の適用条項を改正し、第4章の2を追加するものです。第1条は、行政手続法の引用条項の改正で、第2条第5号の他第3条第5号、第4条、第13条第1項、同条第2項、第14条第1項、同条第2項、第15条第1項、同条第3項、第22条第3項、第28条は同一の文言整理による改正でございます。第3条は、見直しに伴う条項の追加により処分及び行政指導の適用除外範囲を改正するもので、また、同条第6号は、文言整理による改正です。第19条第2項第5号は、聴聞を記載できないものに補佐監督人、補助人、補助監督人を追加するものです。第33条第3項第2号は、行政指導を適用しないものに電磁的記録を追加するもので、また、同条の項の繰下げに伴う整理、276ページの第2項では行政指導をする際、町の機関が権限を行使し得る旨を示すときに、相手方に示す事項の規定を追加するものです。第34条の2は、法律の要件に適合しない行政指導

を受けたと思う場合に、行政に中止と再考を求めることができる規定を追加。277ページ、第34条の3では、法令に違反する事実がある場合、行政に対し是正のため処分等を求めることができる規定を追加するものです。次に税条例の一部改正で、今回の改正により税条例で引用されている行政手続条例の条項が変わるため、この条例の附則で改正するものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程5番 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。教育公務員特例法の引用条項の改正と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の身分、給与等の条件が改正されたため、旧教育長の給与、勤務時間等を規定している教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止するものです。ここで法改正に伴う教育長、教育委員長に係る主な改正内容を申し上げますと、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置く。教育長は市長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長の任期は3年とする。教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。以上が主な改正点です。ただし、現在の教育長

は、教育委員としての任期満了まで従前の例により在職することとなっております。このため、現行制度の教育長が在職する間は従来どおり教育長と非常勤の教育委員長が併存することとなるわけです。また、現教育長が任期満了に至らなくても辞職や死亡した場合は、新制度へ移行することとなり、また、現在の教育委員長につきましては、現教育長の任期が満了した時点、また、退任した時点で教育委員長としては失職しますが、教育委員としての任期が残っている間は、引き続き、委員として在職することになりますので、ご理解を賜りたいと思います。改正内容としては、第1条は、教育公務員特例法の引用条項の改正で、第17条第2項を第16条第2項に改めるものです。第2条では、旧教育長の給与、勤務時間等を規定している教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止するものです。附則としてこの条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正法」施行の日である平成27年4月1日から施行するものです。なお、経過措置として、改正法附則第2条第1項法改正前の旧教育長が在職の場合は、廃止前の旧教育長の給与、勤務時間等を規定している教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例は、なお効力を有する旨、規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、副町長から説明があったのですが、確認ですが、今の制度を経過措置で現教育長の任期のうちは続けるということになると思いますが、現教育長の任期はいつまでなのか確認したい。教育長の残任期間まで制度は変わらないということで、どこまでを運用されていくのか、お伺いしたい。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 先ほどご説明申し上げましたように現教育長が在職する限り旧法で適用されていくということですから昨年9月に町長から人事案件として教育委員の選任をお願いしたわけです。それにより平成30年11月まで任期があるということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 前回9月に選任していることは分かっています。平成30年11月末まで現行法を運用するということですね。そこだけ確認したかったです。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたし

ます。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第12号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程6番 議案第12号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げます。教育公務員特例法の改正により、同法第16条が削除されたことにより、同条で規定されていた教育長の勤務時間その他勤務条件を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の法改正第11条第5項の規定による教育長の職務専念義務の特例を定めるため制定するものです。内容としては、第1条は、本条例の制定趣旨を規定、第2条は、教育長の勤務時間、休日、休暇等は、職員の例によることを規定、また、第3条についても教育長の職務専念義務の免除は、職員の例によることを規定するものです。附則としてこの条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正法」施行の日である平成27年4月1日から施行するものです。次に、経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正法」附則第2条第1項法改正前の旧教育長が在職の場合は、この条例の規定は、適用しないことを規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程17番 議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

制定の要旨を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長が廃止されるため教育委員長の規定がある条例を一括して改正するもので、また、同法の改正により教育長の身分が特別職となり、給与の支給根拠が常勤特別職と同じこととなることから、教育長を常勤特別職の条例に含める改正を行うものです。内容を申し上げます。第1条は、教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正で、本則中の文言整理と教育委員の人数を「3人」から「2人」に改めるものです。第2条は、教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、教育委員長の報酬の規定を削るものです。第3条は、議会委員会条例の一部改正で、委員会の説明者を「教育委員長」を「教育長」に改正するもので、第4条は、常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、常勤特別職の給与に教育長の給与を加える改正をするものです。附則としてこの条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正法」施行の日である平成27年4月1日から施行するものです。次に、経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正法」附則第2条第1項法改正前の旧教育長が在職の場合は、この条例の各条の規定は、適用しないことを規定させていただいております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 色々あるのですが、まず、最初に新しい教育長制度になった場合、教育長が教育委員会を代表するわけですが、職務代理者にあたるのは、どのように規定されるのか。今までは教育委員長の職務代理者と

してもう一人の教育委員がなっていたし、教育長の事務代理者は教育次長となっていたわけですが、そこはどのようなのでしょうか。

- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 教育長の職務代理は教育委員の中から指名して選任されることになっております。関連して事務についても少し説明させていただいてもよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 教育長の職務代理は教育委員の中からということでしたが、事務については途中で説明を止めたのですが、事務のことについて説明をお願いします。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 日常の事務書類については、現行同様に教育委員会で行うことになりまして、次長職を充てるということで教育委員会規則もしくは訓令で行うことになります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 そうすると、基本的にはそれほど変わらず職務代理者になった場合、基本的に教育委員の一人が対応するけれども、実務は今までどおり教育次長になるという理解でよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 はい。教育委員会規則もしくは訓令で定めてということになります。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。286ページ、附則で経過措置が色々あるわけですが、2の委員が3人のままになるというのは、先ほど平成30年11月の任期までは現行制度を適用するというのでこのようになることは分かったのですが、3の教育長の報酬について現行で教育委員長は月額53,000円、教育委員は月額40,000円という報酬になっていて、これは任期が終わるまでだと思うのですが、平成30年11月は現教育長の任期ですが、現教育委員長されている齋藤氏の任期はその前に任期満了になると思うのですが、後任の方がどのような対応になるのか、新たに選任される方も教育委員長という制度を互選して月額53,000円になるのか。もし、そうなったときに途中で教育長の任期が任期満了になって新しい制度に移行するわけですが、その時は任期途中で月額53,000円になったものが月額40,000円になるのか。それともこの説明だと任期中はそのまま継続するみたいに書いてあるので、そうすると次の期も月額53,000円になるのか、制度が変わったところで月額40,000円になるのか、そこが分からないの

で、お願いしたい。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案第11号でもご説明申し上げましたが、現教育長が在職する間は従来どおり教育長と非常勤の教育委員長が併存することになると申し上げました。教育委員長が任期満了となった場合、また、議会提案で4年間の新しい委員を求めることとなります。ただ、現教育長としての任期がありますので、教育委員として任命されてまた教育委員会の中で委員長が決まっていくということで、ご理解賜りたいと思います。給与は教育委員長の給与そのままです。ただし、現教育長の任期が満了になる、こんなことはないと思いますが辞職、死亡された場合には、すぐに今の制度に移行になります。これも先ほど説明しました。それで新しい教育長を議会に選任いただき、今までは教育委員としての選任をお願いしていましたが、新制度から教育長としての選任、任期3年ということになるかと思います。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の説明は分かったのですが、私が分からなかったのは、教育長の制度だったら今までの教育長の任期中は全てそのままの制度で、そこが変われば新たに教育長の任期の半年ぐらい前に斎藤氏は任期満了になるわけですが、斎藤氏に限らず誰かが教育委員として選任されて、互選の中で2人の教育委員のどちらかが教育委員長に選任されたとき、教育委員長の給与になるけれど、平成30年11月松山教育長の任期満了時で一切、まっさらになって、残りの残任期間がそのまま継続するわけではなく、そこで全く制度が変わるという認識ということでしょうか。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 確かに制度は変わります。ただ教育委員としての任期はあるわけですから、教育委員長ではなく教育委員として残られるということで、ご理解願いたいと思います。新制度で新教育長が教育委員長も務めるということですから、今まで教育委員長だった方は教育委員の任期があるわけですから、教育委員をやるということです。教育委員長としてのポストは自動的に失職してしまうという制度です。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 制度は分かったので、月額53,000円が月額40,000円にこの時点で変わるということで、理解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第19号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程8番 議案第19号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨を申し上げます。平成27年1月16日付けで介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布となり、この改正で関係する基準の一部改正があり、この改正に基づき、本条例中の定期巡回、随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の規定を改正するものです。改正の内容については、最初に目次ですが、第9章の名称変更で、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものです。第8条は、夜間から早朝までにオペレーターとして充てることのできる施設、事業所の範囲に併設する施設、事業所、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するものです。同条第1項は、文言整理、第5項第5号から第7号は、条項の整理また、第8号は名称の変更です。第25条第2項は、事業所が引き続き自ら提供する質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みとするものです。第34条第2項は、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問介護サービスの一部について、他の訪問介護事業所との契約に基づき、当該訪問介護事業所に行わせることを可能とする規定に改めるものです。310ページ、第62条は、文言の追加です。第65条は、項の追加による文言整理繰下げで、第65条第4項は、追加です。認知症対応型通所介護事業所の準備を利用して、介護保険制度以外の夜間、深夜サービスを実施している事業所については、届け出を求めるものです。第67条第1項は、

供用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が、認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを推進する観点から1ユニット3人以下に見直すもので、第67条第2項は、文言の整理による改正です。第80条の2は、追加で、第1項から第4項まで認知症対応型通所介護事業所のサービス提供時の事故発生時の報告、記録等の規定、介護保険制度以外の夜間、深夜サービスを実施している事業所については、事故発生時の報告、記録をする仕組みの規定を加えるものです。311ページ、第81条、第82条は、文言整理です。また、第84条第6項は、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加し、施設、事業所の種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものです。312ページ、第84条第7項は、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護への名称変更するもので、同条第8項についても同様です。また、同条第10項は、第6項の改正による文言整理です。第85条第1項は、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進するため、同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの職務と兼務することを可能とする改正で、同条第3項は、複合型サービス事業所の開設を追加するものです。第87条第1項は、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下に改め、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間、食堂を合計した面積が、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合、通いサービスの利用定員を18人以下とすることを可能とする改正です。第93条第2項は、事業所が引き続き自ら提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みです。313ページ、第108条は、条項の整理、第112条は、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護への名称変更、第113条についても同様の改正です。第115条第1項は、ただし書の追加で、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう現行では1または2のユニットについて、新たな用地確保が困難等の事業がある場合、3ユニットまでできる規定を加えるものです。第132条は、複合型サービスの小規模多機能型居宅介護への名称変更、第133条についても同様の名称変更の改正です。第137条は、削除するもので、事業者が介護報酬を代理受領する要件として有料老人ホームのみ国保連合会に対し入居者の同意書を提供する義務がありますが、老人保健福祉法の改正により前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにする義務があるため、この要件を撤廃するものです。第150条第2項は、第137条と同様の理由で削除するもの

です。第153条は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に、指定地域密着型介護老人福祉施設を加え、文言の整理、名称の変更を行うものです。314ページ、第154条は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に、指定地域密着型介護老人福祉施設を加えるものです。第178条第2項は、指定地域密着型介護老人福祉施設の記録の整備事項の追加、第182条は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に、指定地域密着型介護老人福祉施設を加えるものです。第9章は、その章の名前を複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護への名称変更するもので、第192条から315ページ、第195条までについても同様です。316ページ、第196条第1項は、複合型サービスの登録定員を29人以下に改め、登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間、食堂を合計した面積が、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合、通いサービスの利用定員を18人以下とすることを可能とする改正をするものです。第197条は、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護への名称変更、第198条第2項は、事業所が引き続き自ら提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みとするものです。第199条から318ページ、第204条までは、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護への名称を変更するものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第20号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程9番 議案第20号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

(平田議員 午前11時02分退席)

補足説明

改正の要旨を申し上げます。平成27年1月16日付けで介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布となり、この改正で関係する基準の一部改正があり、この改正に基づき、本条例中の小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の規定を改正するものです。改正の内容については、第8条は、項の追加による文言の整理、繰下げで、同条の第4項は、追加で、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度以外の夜間、深夜サービスを実施している事業所については、届け出を求めることを加えるものです。第9条は、文言の整理、第10条は、供用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット3人以下に見直すものです。320ページ、第38条第4項は、追加で、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度以外の夜間、深夜サービスを実施している事業所については、事故発生時の報告、記録する仕組みの規定を加えるものです。第45条第6項は、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加し、施設、事業所の種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える規定、321ページ、同条第7項は、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護へ名称変更、同条第8項についても同様の名称変更をします。同条第10項は、第6項の改正による文言整理です。第46条第1項は、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進するため、同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合には、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするものです。また、同条第3項は、複合型サービス事業所の開設を追加するものです。第48条第1項は、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下に改め、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について当該事業所の居間、食堂を合計した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合、通いサービ

スの利用定員を18人以下とすることを可能とする改正です。第64条、第66条は、文言の整理、322ページ、第67条第2項は、事業所が引き続き自ら提供するサービスの質の評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の第三者が出席する運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みとするものです。第71条は、文言整理、第75条第1項は、ただし書きの追加です。認知症対応型共同生活介護事業者が効率的なサービスを提供できるよう現行では1または2のユニットについて新たな用地確保が困難等の事業がある場合、3ユニットまでできる規定を加えるものです。第87条は、文言の整理です。

(平田議員 午前11時06分入場)

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第21号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程10番 議案第21号 月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明

改正の要旨を申し上げます。これも先ほどと同様に平成27年1月16日付けで介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布となり、この改正で関係する基準の一部改正があり、この改正に基づき本条例を改正するもので、居宅

介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定の改正、地域ケア会議における関係者間の情報共有に関する努力義務規定を追加するものです。改正の内容については、第12条は、文言の整理、第31条は第31条の改正に伴う号数の繰上げによる参照条文の改正です。第33条は、第12号の追加による号数の繰下げ、文言の整理の改正、324ページ、同条第12号を居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業者の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることを追加するものです。また、同条第28号についても追加するもので、制度改正で介護保険法に位置付けられた地域ケア会議において個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合は、これに協力するよう努めることを加えるものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第24号 月形町第4次総合振興計画の策定について

- 議長 笹木 英二 日程11番 議案第24号 月形町第4次総合振興計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

月形町第4次総合振興計画の基本構想の策定についてご説明申し上げます。平成23年8月地方自治法の改正により総合振興計画については、策定義務がなくなり議会の承認も不要となったわけですが、総合振興計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す最上位の計画として位置づけ、本町のまちづくりの長期的な展望を示し、描くものであることから、法的な策定義務はなくなっても策定すべきと考え、引き続き総合振興計画を策定し、基本と

なる基本構想について議会の議決に付すべき事項とさせていただいたもので、一昨年より策定を進めてまいりました。第4次月形町総合振興計画の策定がこのたび終了いたしましたので、議会へご提案申し上げるものです。策定にあたりましては、月形町第4次総合振興計画策定要項に基づき、審議組織としてまちづくり推進会議から町民をもって組織した月形町総合振興計画審議会を設置するとともに、策定組織として町管理職員による総合振興計画策定委員会、係長を主とする総合振興計画策定プロジェクトチームを置き、更には総合的策定業務コンサルタントを加えた体制で進めさせていただいたものです。総合振興計画の構成と期間ですが、前回の第3次月形町総合振興計画と同様に3段階に分かれております。基本構想・基本計画・実施計画で構成しております。まず、議会議決事項である基本構想ですが、基本構想は月形町の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と、その実現に向けた分野ごとの目標や基本的な施策の方針等を示したものです。計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間としています。次に基本構想に基づいた基本計画ですが、今後推進する主要な施策や数値目標（ベンチマーク）等を示したもので、社会・経済情勢の変化に対応できるよう、前期5年間・後期5年間にわけて策定するものです。次に実施計画ですが、実施計画は、基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したものです。実施計画の計画期間は、向こう3年間で、毎年、町長ヒヤリングによるローリングを行い、各事業の検証や見直しを行っていくものです。なお、基本計画・実施計画については、別に定めさせていただくということで、ご理解を賜りたいと思います。次に策定経過ですが、平成24年12月20日、町長がまちづくり推進会議に諮問を行い、以降、策定スケジュールに基づいて進めて参りました。第3次計画の点検、評価、町民アンケート調査、町長各種団体のトップインタビュー等を行い、その内容を元に町内組織である策定委員会・策定プロジェクトチーム及びコンサルタントに監修を受け、策定した内容についてその都度、審議会に諮り、昨年12月1日に審議会より承認する旨の答申を受けたものです。また、平成26年12月5日から24日まで総合振興計画基本構想・基本計画素案に対する町民パブリックコメントを実施したところです。なお、町民に対しては町ホームページの他町民サロン、総務課において閲覧、公表をさせていただいています。次に別紙の配布させていただいている基本構想(案)についてご説明申し上げます。今回の基本構想は、新たに総論を設けたもので、総論は2つの章から構成されております。

別紙、資料に基づき、説明する。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 基本構想については、以前から内容をご説明いただいていますので理解していますし、基本的にはよくできた構想であると思っています。ただ、補正予算の審議でも議論がありましたけれども、今ご承知のとおり国から出されている地方創生の総合戦略が自治体に求められているということで、地方に対する国の施策の流れが今までと変わってきている気がします。ちょっと簡単におさらいと言っては失礼ですが、従来からの流れでいくと基本構想の制定は義務付けられており、それが国の予算措置にも連動していく基本構想にその町で位置付けられている内容に対して予算措置するという流れがあったのではないかと思います。それが先ほど副町長の説明にもあったとおり基本構想の制定の義務付けが外れたということで、それでは国は何を基準に地方に対する政策の予算措置をするのかということで、人口減少対策に対する地方創生総合戦略の位置付けが浮かび上がっているのではないかと思います。そういう意味で、補正予算の審議でも議論があったとおりうちの町も総合戦略について取り組んでいくという町長の答弁がありましたけれども、それは絶対に必要であると思います。そこで、一つ懸念するのは、基本構想の制定にも町民、各関係機関が係わって、しかも役場職員も相当エネルギーを割いてこれを作ったということで、もちろん総合戦略策定の上ではたたき台になっていくと思いますが、この計画の位置付けと今後の総合戦略との関係が、また同じことをやるのではないかという意識で混乱しないか心配しているので、それを町としてきちんと総合戦略の位置付けを整理して予算措置もしたわけですから、これについては、どういう意味があつて国の地方創生の流れからどのように位置付けられるのか職員あるいは町民にもきちんと明確に説明して取り組んでいく必要があると思うのです。若干、基本構想の内容とは質問内容がずれるかもしれませんが、今回の基本構想と平成27年度制定する総合戦略の位置付けを整理して掲示することが必要ではないかと思いますが、それについて見解を伺いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 来年度から行われる地方創生における計画は、簡単に言えば人口減少対策としてその町の手法をどうしていくかということですから、総合振興計画とリンクしないとは思っていません。リンクしながら人口減少に対する部分については、より具体的な施策をもってやっていくその計画がそちらにあると思っていますので、私たちの町が大切にしなければならないことについては、この中でうたっていることをしっかり透視しながら、今後もそっちについてはやっていこうと思っています。この計画を作るに当たっても相当スタミナを使っていますから、それが来年度以降作るものに応用できるもの

はしっかり応用しながらやっていこうと思っております。ただし、第4次総合振興計画が最上位計画の位置にあると考えておりますので、これを中心として人口減少対策をやっていくと考えております。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今、答弁いただいた位置付けということを理解すると、総合戦略については国の人口減少対策に係わる地方に対する政策の位置付けという意味が多いと思うので、ある意味、予算措置のひも付きと言っては悪いですが、予算措置に連動するかたちになると思います。うちのような財政状況が厳しい小規模自治体については、どうしてもそちらを重視して予算に連動する戦略の組み立て方をしなければならないと思います。そのような理解でこれが作ったから終わりということではなく、総合戦略についてもエネルギーを使って組み立てて行かなければならないと思いますが、町長の見解があればお願いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほども申し上げましたけれども、第4次総合振興計画ですから、30年間の今までの私たちの町の流れで目標にした計画の上に立って第4次があるわけです。それと、地方創生に係わる明年度作る計画は、事業名をしっかりと明記していわゆる国の予算をもらうための計画ですから、性質的には全く違うものであると思っておりますが、調査やアンケートを行ったりする状況では、これに使ったものというのはこれからも十分に生きていくだろうと考えております。平成26年度中にすでに配分されたお金は、全国市町村津々浦々に配分されていると聞いています。いわゆる自主財源としてしっかりと地方交付税をあてにしなくてもいい町にもそういうものが配分されていると考えたとき、本当の意味での地方創生というのはどういうことだろう。特に今、政府がやろうとしていることの一つに TPP 問題もあるわけですが、TPP 問題が今、政府が発表しているような米のミニマムアクセスや牛肉・豚肉の関税比率が下がってくる状況になったときは、うちの町の農業は相当の被害を受ける状況になったときに、それらを含めたところでしっかりとやらなければならないことは分かるけれども、地方創生という意味合いをどうにも国の言っていることとやっていることとの理解ができないという、実際のところ、今、月形町首長として考えたとき、そのことはとてもジレンマとして感じているところであります。ぜひとも、今回作るこれからの計画については、どこかで議員の皆さんにもしっかりとご意見をいただきたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今の町長の答弁は私も同感です。国のやっていること

がちぐはぐではないかと感じております。本当に地方を守ろうとしているのかということについては、色々な政策を見た場合、特に TPP について言えば、ちょっと違うのではないかと感じております。ただ、私たちこの地域に住んで生き残っていく以上、やはり、国のお金は充てにしなければならないということもありますので、それは絞り込んで行かなければならないだろうと思います。非常に難しい課題を我々議会と一緒にということなので、どれだけ知恵を出せるか分かりませんが、小さい町ですのでお互い知恵を出し合って、いい案を出して行きたいと思っております。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 24 号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午前 11 時 40 分休憩）

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1 時 30 分再開）

◎ 日程 12 番 議案第 8 号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 13 番 議案第 10 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 14 番 議案第 14 号 月形町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程 15 番 議案第 15 号 月形町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 16 番 議案第 16 号 月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の制定について、日程 17 番 議案第 17 号 月形町学童保育所条例の制定について、日程 18 番 議案第 18 号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程 19 番 議案第 22 号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 20 番 議案第 23 号 月形町子どものいじめ防止条例の制定について、日程 21 番 議案第 25 号 平成 27 年度月形町一般会計予算、日程 22 番 議案第 26 号 平成 27 年度月形町国民健康保険事業特別

会計予算、日程 23 番 議案第 27 号 平成 27 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程 24 番 議案第 28 号 平成 27 年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程 25 番 議案第 29 号 平成 27 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程 26 番 議案第 30 号 平成 27 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

○ 議長 笹木 英二 日程 12 番 議案第 8 号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 13 番 議案第 10 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 14 番 議案第 14 号 月形町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程 15 番 議案第 15 号 月形町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 16 番 議案第 16 号 月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の制定について、日程 17 番 議案第 17 号 月形町学童保育所条例の制定について、日程 18 番 議案第 18 号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程 19 番 議案第 22 号 月形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 20 番 議案第 23 号 月形町子どものいじめ防止条例の制定について、日程 21 番 議案第 25 号 平成 27 年度月形町一般会計予算、日程 22 番 議案第 26 号 平成 27 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程 23 番 議案第 27 号 平成 27 年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程 24 番 議案第 28 号 平成 27 年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程 25 番 議案第 29 号 平成 27 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程 26 番 議案第 30 号 平成 27 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、以上 15 議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 笹木 英二 副町長。

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

提案説明を申し上げます。

議案第 25 号 平成 27 年度月形町一般会計予算から議案第 30 号 平成 27 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算まで、6 会計の提案主旨については、町政執行方針の予算大綱で申し上げたところでございます。また予算に関連する議案第 8 号 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について他 8 件につきましても合わせてご提案するものでございますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。ただ

今上程されました平成27年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって平成27年度各会計予算の関連議案として議案第8号、議案第10号、議案第14号から議案第18号、議案第22号及び議案第23号までの9議案、平成27年度各会計予算として議案第25号から議案第30号までの6議案、合わせて15議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 1時33分休憩）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時00分再開）

- 議長 笹木 英二 この際、報告いたします。予算特別委員会の委員長に宮元哲夫君、副委員長に金澤 博君が互選されましたので報告いたします。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。（午後 2時01分休憩）
（宮下議員から一般質問に関連の資料配付）

- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時02分再開）

◎ 日程27番 一般質問

- 議長 笹木 英二 日程27番 これより一般質問を行います。

- 議長 笹木 英二 順番1 宮下裕美子君、発言願います。

- 議員 宮下 裕美子 通告書に従い一般質問を行います。最初の質問は人口減少対策のための統計データの公開と活用についてです。月形町ではホームページで各種統計データが公開されています。月形町ホームページの行政についてをクリックして、その後、統計情報をクリックすると月形町統計情報というところあり、月形の統計・国勢調査とあり、月形の統計には様々な方向から集めた月形町に関するデータがあって、人口に関しては住民基本台帳・国勢調査・その他産業関係・インフラ・福祉・災害等各項目に渡っています。それから、国勢調査には、平成22年実施のデータ、人口基礎と地域産業等分野別に分かれたものが提示されています。基本的なデータはほぼ網

羅しているわけですが、今日はその中で人口減少対策ということに視点を置いて少し話して行きたいと思います。人口減少を考えると年齢別、地域別、産業別の人口構成は非常に重要であると考えます。月形町民の基本的意識として国勢調査のデータは、月形町の実数を表しているけれども、そこには受刑者を含むので実態は表していない。月形町の実態を語る際には住民基本台帳によるという感じになっていると思います。実際に先ほどあった振興計画のデータなどについても基本的には住民基本台帳を元に人口推計などを行っているかたちになっていました。たまたま自分の政治活動の一環として最近選挙人名簿を確認したわけですが、その際に居住実態がないのに月形町に住所を有している人が思いの外居たということに気づきました。特に若年層においてそういう現実があることに気付いたわけですが、若年層というのはそもそもうちの町での人数が少ないわけですから、総数が少ない中においてある程度の誤差があるということは、全体で見るとよりもおかつ誤差が多くなっていく、その部分はより一層、精査しなければならないのではないかと。本来、人口の実態を語る際には、国勢調査が個別に調査しているわけですから非常に正確なデータになっているわけですが、うちの場合には受刑者の存在が邪魔をして全体像が見えなくなっている。こう考えますと、基礎となるデータの補正が必要ではないかと。厳密な数字を出すなら刑務所から受刑者に関する統計データを入手する、あるいは概算を求めるなら国勢調査と住民基本台帳をつけあわせ、性別と居住地域、例えば北農場3など他にそこに普通に居住している方もいるので、そこも含めて受刑者の概数を出すなどひと手間を加えた補正が必要ではないかと考えます。そういう観点で、今、月形町で公開されているデータを見ますと、実際に国勢調査が行われるのは5年に一度10月1日の段階ですから、そのデータが過去にさかのぼって持つということはありませんし、それに突き合わせられるだけの住民基本台帳のデータも載っていません。そういうことからまだ出されていない情報を公開することにより正確な情報を得ることができ、今後の人口減少対策に対して町民たくさんの人からデータを元に様々な考察をもらえるのではないかと考えます。それから、先ほどから話題になっています地域戦略を作るための基礎となるデータが町には提出されてきます。昨年、消滅自治体というキーワードが出た日本創生会議から各自治体に人口推計データが提示されているわけですが、それについても基本的に私たちがすぐ見るような状態にはなっていません。それから、今回の地方創生政策による総合戦略策定のために総務課長から国から様々なデータがこれから示されてくるという説明がありましたので、そのようなデータも含め、情報を公開して町民と共有しながら人口減少対策に対してアイデアを募ってはいかがかと考えますけれども、その点につ

いて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 2時06分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 2時09分再開)

○ 議長 笹木 英二 町長

- 町長 櫻庭 誠二 ご質問にお答えさせていただきます。最初に質問事項ということで通告にないお話しをされていたところが一つありましたので、それを整理するのに時間が掛かりました。うちの町のデータでホームページを含めて月形の統計で出している人口統計については、国勢調査人口、住民基本台帳に基づいて出しているものもあるということですから、それらについてはホームページを見ていただければしっかり理解できるところです。毎月の住民基本台帳人口については、毎月広報でお知らせしていることもあります。また、若年層人口が現実と乖離していることについては、学生などは本人の申告制度ですから、それが実際に住んでいる、住んでいないというところまで追跡調査していないというのが実態であります。おそらく若年層人口というのは、うちの町に親が居るといのかたちの学生がほとんどではないかと思っています。ですから、国勢調査人口の刑務所収容者数は5年に1回しか出てこないわけですし、何度も言いますけれども月形の統計をホームページで展開していることについては、住民基本台帳人口において調べたものについては、しっかり毎年、出しているところでもあります。また、このデータについては、平成7年から統計を出しているところですから、最初の通告で「統計データを持っているが公開されているのは極わずかである。」と通告文書にあるわけですが、私たちとしてはそのようには思っていないところであります。2年に1回は月形の統計に基づくポケット統計も配布しているところですし、今回、第4次総合振興計画策定においては、株式会社ぎょうせいにコンサルタント業務を委託したわけですが、コンサルの担当者が申すには「数多くの自治体の計画策定に係わっていますが、公開している月形町の統計データ内容については、他自治体に比べると多い方です。」という発言をされております。現在まで町民からの統計データの公開が少ないという要望、意見等は届いていないのが実際であります。町民がどのような目的でどのようなデータをどのように利用するのかは分かりませんが、今後、町民ニーズやご意見等があれば、どのようなデータが不足しているのか、逆に無駄なものはないのか整理することも必要であると考えております。先ほどのお話しにもありましたが、人口減少対策について今回の質問については、

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地域人口ビジョン地方版総合戦略に関するものと捉えて答弁させていただきたいと思っています。この件については、昨年12月の第4回議会定例会においても楠議員から一般質問がありましたが、11月下旬に法案が制定されたばかりでありましたし、法案内容もまだ示されていなかった時期でしたが、参議院議員総選挙後12月27日の閣議決定後において1月15日石破地方創生担当大臣の所管が地方公共団体の首長及び議会議長に配布され、1月27日国の担当者から地方版総合戦略・地方版人口ビジョンの策定手順の説明会が初めて行われたところであり、その後、国は矢継ぎ早に3月上旬までに全国都道府県市町村に対して閣議決定された国の「まち・ひと・しごと総合戦略」と国の長期ビジョンに沿った計画策定の意思表示と合わせて、緊急的取組みとして地域の消費喚起、生活支援及び地方創生先行型なる交付金事業への対応を求めるなどわずか1箇月間で新年度予算平成26年度の最終補正予算編成とも重なっており、国からの情報提供がないため、情報収集に苦慮する場面が多々あったわけであり、事業を進めていくこととなっていることをまずご理解していただきたいと思っています。さて、人口減少問題地方版人口ビジョンについてですが、国は平成22年、2060年までの人口推計を行うよう求めており、これは今後の出生の増加や社会的理由による移動の変更に変化が生じて、その変化が総人口や年齢構造に及ぶまでには数十年の長い期間を必要するとされており、今後の変化がどのような視点で見ると考えるか考慮しなければならないから、地方版人口ビジョンは国から示された手引きを元に作成していくわけであり、現在のところ国勢調査から推計した総人口、年齢別人口、出生数、死亡数、転出・転入者数など統計指数が国から示されていますが、本年5月頃までに新たに性別・年齢別の転入・転出者、雇用や就労に関する分析データ、結婚・出産に関する意識調査結果データ、通勤・通学者の状況データ、地域経済の分析など都道府県単位のデータ、生活圏域、市町村など様々なデータの提供を受けながら地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定していくわけですが、国が期待する東京都や大都市周辺に集中している人口を北海道で言えば札幌市集中の人口をいかに地方へ、また、人口減少をいかに止めていくか、本腰を入れて国が進める中で、地方として若い世代の就労や移住、結婚、子育ての希望などが基本的な視点として分析するために、町の持っている基礎的なデータだけの分析にはならないと思っておりますし、策定においては、我々職員だけのノウハウでの分析は非常に難しいことから、コンサルタントなどの力を借りながら策定するよう進めていくものであります。これら地方版人口ビジョン策定に係る国が示すデータがどのようなものなのかは現段階では分かっていませんが、今後において公開することが有効

であると思われるものについては、公開することはやぶさかでないと思っています。地方版総合戦略策定の中でアンケートや企業団体とのヒヤリングなどにおいてアイデア等を広くいただく場面があるかと思ひますし、広く地域住民等の意見収集や共通理解の促進に努める必要があります。また本総合戦略策定に限らず町民との共同体制としても、町民や町民団体からなる未来を考える会などの参画により、各種施策等について提言してもらうことも重要であると考えていますので、どの方法がよいのか検討する必要があると考えているところであります。いただいた提案については、財源と照らし合わせて戦略等に盛り込み、国の補助制度の活用を念頭に事業を進めていく所存でありますので、ご理解いただきたいと思ひております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最初に町長から通告書にない内容ということだったので、そこは分かりにくい通告書だったのかと少し反省していますけれども、前段で申しましたようにホームページなどで公開している一般的なデータについては、他の町に見劣りしないほどのものはありますけれども、今回、人口減少対策という意味で考えたときの統計データについては実は少なかったのではないかと。先ほど言われたように私も国勢調査と住民基本台帳のデータが町のホームページに載っているのは知っています。そのとき、先ほど言いましたように国勢調査のデータと住民基本台帳のデータをつけあわせて考えたいと思ったときには、例えば平成22年10月1日の住民基本台帳のデータが区分として国勢調査と同じようになればそこがつけあわせて考えることができないわけです。国勢調査の細かなデータについても、平成22年のものは出ていましたけれども、それ以前のものとは概略的なものであったので、傾向を把握することができません。先ほど言われたように国勢調査は5年に1回しかないことは分かっています。ただ、実態がどういう傾向にあるか把握することによって住民基本台帳を見ながら、そこからうちの町の実態というのが、補正をするという言い方が伝わるかどうか分かりませんが、データをよりかたちよくこのあたりがこんなイメージで少なくなっている、ここを見たときにはこんなかたちですよということが、傾向として分かることによって全体的な分析ができるということで、それに見合うようなデータは不足しているのではないかと。もう一点、先ほど言いましたように、昨年7月の段階で消滅自治体という話題の中で岩見沢でもフォーラムが行われたわけですが、その時にたくさんのデータが示されました。そのことについて楠議員からもそういうデータを公開することによってみんなで情報を共有し、これからの人口戦略を考えていくのはどうかという提案があったと思ひます。私もそれは必要であると思ひ、先ほど町長が地方版総合戦略は国の補助金を取る

ために作って行かなければいけない。それから、データの分析はとても難しいので職員だけでは無理であるからコンサルタントを使うということだったのですが、もちろん、戦略を作る目的のためにはそれが必要なことだと思いますけれども、その先のうちの町をどのように活性化するか。人口減少対策そのものを落とし込んでいって、実際に私たちの町民が危機感を抱く、産業に転化するときには、もっと町民自身が考え出す、動けるようにならなければいけないと思いますけれども、その基礎になるデータは少なくとも私たちに今、公開されていない。先ほど、現在まで町民からそのようなデータが出ていない、少ないという意見はない、過去の話をしているのはなくて、これから先こういう人口減少対策のための様々な施策が打っていかれるときに、今だからこそ、こういう方針でこれから出てくる細かなデータをより公開するというのを全面に出すことによって、感心の高い町民やグループでそれらを検討しながらアイデアを出すことができるのではないかと。それが必ずしも先ほど言った地方版総合戦略に寄らなくても構わないと思うのです。長い目で見てまちづくりの中の一つの要素としてそういう動きが必要で、そのためにはやはり統計データ、今まで何となく住民基本台帳を元にやってきたものが、実はもう少し違うかたちがあるのではないかとという気づきもあったわけですから、そこも含めてより色々な多角的な視点で検証し、できる範囲のアイデアを募るということが必要ではないかということで、質問させていただきました。そういう意味で、もう一度、町長のお考えをお伺いしたいわけですが、お願いします。

- **議長 笹木 英二** 今、聞いていて質問する趣旨、今、町長の答弁ではこれから必要なデータについては要望があれば出して行きたいということで、駄目であるとは言っていないし、もう一回、何を聞きたいのか。同じことを聞くのですか。同じような質問であると思うのです。
- **議長 笹木 英二** 宮下裕美子君
- **議員 宮下 裕美子** 先ほどから町長がデータを出す、戦略を作るというのは、基本的に国の政策に乗った国の補助金を取るための戦略を作るためという傾向を持っていたと思います。人口減少対策の根本的のところは、最終的に町民自身がそのことに向き合って、どういうふうに町を活性化したらいいか、あるいは産業起こすかということも含めてやっていくべきものであると思います。そうすると今までは町が委嘱した未来を考える委員会やまちづくり検討委員会などいくつかあって、その検討委員会には情報が提供されていますけれども、それ以外のところにオープンで見られるデータはあまりなくて、一般町民が本当の町の推計や様々な細かい視点で捉えたデータを見る機会がなかった。そういう意味で、もっと町民自身の活力あるいは思考をど

ら、より一層、将来的なまちづくりを発展させていくためには、こういうデータを公開していく必要があるのではないか。そういう観点で情報を公開してはどうかという提案をしているわけです。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一つには、これから行われる地方版の総合戦略策定だけではなくて、町民自ら考えていくところでのデータを出せということですから、そのことについては、先ほども申し上げましたとおり公開することをしっかりやっていきますと答弁をしたつもりでありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 公開していくということですので、そこはお願いしたいのと、私は人口減少対策というところでももちろん地方版総合戦略についても触れましたけれども、何もそこが全部、地方版総合戦略だけを言っているわけではないです。人口減少対策というのは、町民が自ら考えて様々などころからやるということを経済とは切り離す、切り離さなくてもいいとは思いますが、戦略を作るために物事を進めるのではなく、地道な小さな活動にも配慮しながら、そういう意味の活性化ということも取り組んでいただければという話をさせていただいたので、その答弁だけいただいて、この質問を終わりにします。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 時 分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 時 分再開)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 午前中にも提案させていただきましたけれども、第4次総合振興計画の中で、それぞれ目的に向かって私たちの町として対策を取っていく、その中には人口減少社会をどう食い止めていくかということも一つにあるわけですし、それについては、具体的な施策も含めて毎年やらなければならないことをしっかりやっていくということで、午前中の楠議員の質問に対しても同じようなかたちで答えたつもりであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 1点目については、了解しました。それでは2番目の質問に入ります。花の里保育園増改築工事・実施設計の変更についてです。ここにお集まりの皆さんはご承知かと思えますけれども、私はこの1年半、認定こども園や幼児教育などの分野にこだわって議員活動をしてきました。

それは、この分野が月形町の将来を考える上で非常に重要な役割を持っていると考えているからです。そして、今回なぜ私が実施設計に強くこだわるのか、一つには、行政としての物事の進め方、特に議会の意思を軽んじていると言わざるを得ないような事態になっているということがあります。もう一つは、これまでの経過や説明と大きく食い違う設計が出てきているということからです。食い違いのもっとも大きなポイントは、新設トイレの位置にあります。私は実施設計の新設トイレの位置を変更したいと強く思っていますので、一般質問ではそこにポイントを絞って質問して行きたいと思えます。これから予算審議が行われるわけですが、予算には本体工事1億円が計上されています。私たちはこれからそれを是とするか非とするかの判断を迫られていますので、この一般質問が採決の際の判断材料になるよう質問を進めて行きたいと考えています。お手元に配布の資料ですけれども、これは実施設計の平面図で2月20日の全員協議会の際に町側から議会に初めて提出された図面です。ピンクで囲んだ部分が今回増築される建物で、新設トイレは愛光園側の南側にあります。外遊びの時も利用することを考え、園庭側から入ることができる構造になっています。そのトイレは2歳児保育室と一体になって設計されています。それから、トイレの北側の部屋は多目的室となっていて、一時保育の子どもたちを保育するスペースと説明を受けました。後々出てきますので、参考資料としてご覧いただければと思います。それではトイレの位置を中心に進めたいと思えます。最初に増改築工事に関する経過について概略をお知らせします。平成26年11月27日の臨時会で花の里保育園増改築工事・実施計画が提案されました。398万7,000円です。この時の説明あるいは質疑の答弁で「工事費は概算で1億円である。」ということで、議員から「当初の説明と随分違う。」という発言もありました。それから、この工事では基本設計を行わず実施設計のみで進めるということ。それと、増築内容について担当の保健福祉課長から説明があり、その中で「合同保育を見学したときにやはり既存のトイレでは人数が対応できない。」ということで「専用トイレを新たに増築することにした。」ということでした。もう一つ「詳しいことは実施設計が出来上がってから説明する。」ということで、図面など何も示されないまま口答でこのような説明があり、基本的に図面がないような印象を受けまして、この実施設計がこれから進むかたちになったわけです。12月定例会の一般質問では、工事の詳細について質問しています。「12月5日に実施設計の入札を終了した。」「工事費が1億円になるのは、20年先、30年先を考えたもので、必要最小限のプランであり、人口減少対策でもある。」ということでした。それから、町長の答弁の中にも「トイレについても合同保育をする状況で、トイレの数が足りないということが分か

ったので、トイレについては増設する。」という答弁がありました。その時も「全ては実施設計が出来上がってから。」ということでした。「実施設計を見ながら父兄の皆さんにも了解いただく。」あるいは「実施設計の状況で議員の皆さんにももう一度しっかり説明して行きたい。」という説明がありました。その後が平成27年2月20日の全員協議会になります。町側から議会に初めて実施設計の配置図と平面図が提示されました。この資料は平面図です。平面図の中で新設トイレの位置に対して私は疑問を持ちました。それはいくつかポイントがあるのですが、まず、これまで繰り返された説明は「既存のトイレでは足りない。」ということだったのです。新設トイレは園児みんなが使うものという認識を持っていたのですが、実際、原案では保育所本体園舎側、ピンクで囲っていない手前側で、今現在建っている保育所園舎です。それから、新設トイレを利用しようとした園児は、必ずどこかの部屋を歩いて奥のトイレに行くこととなります。ここに書かれている渡り廊下を渡り、廊下を通るとどちら側も部屋になっていますのでドアを開けて部屋を突っ切らなければ奥のトイレには行くことができません。トイレに行きたい子どもにとっては煩わしいドアがいくつもあって、なおかつ一番遠い所に設置されています。また、奥まった位置のトイレにわざわざ行くという感覚もあるでしょう。それから、2歳児の保育室あるいは多目的室を使って活動している園児にとっては、昼寝や保育活動の最中に部屋を出入りする子どもがいて、落ち着かないのではないかとということで指摘しました。その上で、ならばトイレの位置と2歳児保育室を入れ替えたなら新設トイレが園舎側になり、廊下からすぐにトイレに入ることができるのではないかと。多くの園児にとって使い勝手がよくなり、既存のトイレでは足りないというこれまでの説明が改善でき、増改築はこちら側の園舎にはこの部分に関しては触れないで、新しく外側に造るかたちを取ったわけですから、その中で既存のトイレの数を足らすという意味では、新設トイレを手前側に持ってきた方が増改築の目的にも合致すると考え、トイレの位置の入れ替え設計変更の提案をしました。その時の答弁は「この案は保育園が了解している設計である。」「これからの設計変更は難しい。」ということでした。そこで質問になります。今はまだ設計段階で工事は始まっていません。というよりも工事の予算は議会が通っていないような状況、つまり手続き上、設計変更は可能であると考えます。2月20日の町側の答弁で、保育園が了解している設計である。あるいは設計変更は難しいとはどういうことなのか。もし、変更が難しいのであればその具体的な理由を示していただきたいと思えます。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初に当初予定と違って随分事業費が大きくなった理

由について、説明が足りなかったと思っていますので、これについて説明させていただきますが、当初増築については、愛光園側テラスに保育室やトイレの増設を予定していたところですが、確認申請の事前協議を空知総合振興局建設指導課とした結果、既存の部分については平成10年度に確認申請検査済書の交付を受けている物件で、既存部分の構造体の上に新しく他の建物を建てるなら、再度、構造計算をしなければならないという指導を受けたわけであり、再度構造計算し直すということになれば、建物全体の構造体の見直しが必要になり、その影響は大変大きなものになるということで、渡り廊下を介することによって各々別棟となることで各棟への影響を与えない配慮をするという設計としてこの渡り廊下を造ることにより別棟を建てるということに対応したのもでもあります。また、渡り廊下を介することで既存の建物への工事期間中の影響も軽減される効果が期待されると考えております。また、渡り廊下を建てることでそれぞれ建物の距離になるわけですが、これは建築基準法第2条で延焼の恐れがある部分については、同一敷地内の2つ以上の建物相互の外壁中心線から1階では3メートル以下のところとなります。これを逆説的に言いますと2つ以上の建物がある場合は火災時の延長を考慮して、2つの建物は互いの外壁から6メートル離さなければならないということで、この渡り廊下案を採用したところでもありました。また、職員室の増築部分ですが、これについては、増築に関する緩和規定があり、増改築に係る部分の床面積が基準時の延床面積の20分の1以内かつ50平方メートル以下であるときは、小規模増築の場合、構造計算を要しない建物に規定されているということで、一部、増築部分についてはこの基準をもってさせていただいたところでもありました。また、今回増築する部分の構造になるわけですが、これについても既存建築物は鉄骨造であり耐火基準で言いますと準耐火建築物に分類されています。岩見沢消防の指導によりますと、準耐火基準物に他の構造建物を増築した場合、全体がその他の建築物に分類されるということです。この場合、屋内消火栓の設置が必要になるという見解でありました。屋内消火栓は建築物の初期火災の消火または延焼拡大の防止を目的とする消火設備であり、水源加圧送水装置・起動装置・屋内消火栓・配管・表示灯及び非常電源灯より構成されております。つまり受水槽、受水槽から水をくみ上げるための消火ポンプ、配管等を新たに設置しなければならないこととなります。もちろん、消火設備点検も義務化されます。こうしたことを考慮すると同じ鉄骨造とすることが今後において一番影響のない構造となることから選定したところでもあります。もう1点、駐車場の増設であります。既存の駐車場は26台駐車できますが、職員が通勤用として15台、調理員用2台、来客用、保護者送迎用として利用しております。認定こ

ども園になることにより保護者も増えますので、16台分の舗装した駐車場を拡充整備いたします。なお、砂利敷き駐車場の整備もやりますが、これにつきましては多目的研修センターや保育園の行事のときにはお互いの駐車場を利用しているのも事実ですが、多目的研修センターで大きな行事が入ったときに保育園の駐車場を利用される方がおりました。特に夕方は児童のお迎え時間帯と重なり、子どもたちの安全のために保育園の駐車場は関係者以外には使用していただかないという考え方の基に現在町道側の芝生になっている部分については、駐車場として活用できれば良いと考えました。以上が当初皆さんに説明したこととは違うところであります。これからがトイレの問題ということで説明させていただきたいと思えます。この設計を進めるまでには認定こども園開設準備委員会幹事会を中心に管内認定こども園の視察、大谷幼稚園と花の里保育園の合同保育の実施などを行い、認定こども園の開設に向けて施設の整備内容を検討してきたところでありました。はじめに花の里保育園に担当者が出向き保育園より老朽化している箇所や保育所の運営上の使い勝手の部分での要望を聞き取り、原案を作成して実施設計を行うことといたしました。当初大規模な改修はない予定と説明しておりましたが、平成10年に建設した花の里保育園ですが、施設・設備の老朽化や最近特に必要とされている子どもたちへの感染症への対応や年齢に応じた保育がしやすいよう、また、認定こども園になることによる児童数増加に対応できるように改修が必要であることも確認し、平成28年度から認定こども園を開設するにあたり、この機会に改修することとしたわけでありました。花の里保育園とは11回ほどの打ち合わせを行い、保育園からは2歳児の保育室とトイレ増設の要望がありました。現在、保育所では2歳児、3歳児は同じ保育室を使用しておりますが、2歳児は食事、排泄、睡眠など基本的な生活習慣を身に付けるための大事な時期で、落ち着いた環境での保育が必要です。また、トイレトレーニングなどトイレの使用に時間を要するため、専用のトイレが必要と以前から感じていたそうです。2歳児が専用のトイレを使用することによって認定こども園になり、3歳児以上の子どもたちの人数が増えても既存のトイレを使用することができます。合同保育のときなどの行事以外ではクラスごとにトイレの時間を設けることで、十分対応して行けるとのことでありました。また、子どもの動線を考えると普段使っているトイレが混んでいるからといって別のトイレを使用することにはならない、これは安全上、そのようなことにはならないと判断しているところでありました。また、園庭で遊んでいるときには外から入って3歳以上の子どもたちが使用できるようにも配慮したところでもありました。これについては、保育園に再度確認させていただき、認定こども園の運営上、全く問題がないということを知って

いたところでもあります。2月20日の全員協議会で説明した段階において宮下議員から「トイレの位置を反対にすべきである。」という意見は聞いておりました。ただし、他の議員の皆さんは花の里保育園の皆さんとのしっかり協議した上での設計であるならば、そのことは問題ないという他の皆さん全員の意見があったと私は理解しておりますし、そのことをもって今回粛々と進めていたところでもあります。ですから、私としては実施設計の変更については、全く考えていないところでもありますけれども、質問に実施設計をやるとしたならということがありますので、一応どのようなことになるかということについては、説明をさせていただきます。2月20日の全員協議会で説明させていただいておりますが、3月中旬には確認申請を行い4月上旬に機構通知を行い、4月下旬に入札、仮契約、5月上旬に議会決定を得て本契約し、工期は5月上旬から12月中旬の予定で進めさせていただきたいと思っています。子どもたちの安全を一番に考え、保育園の運営にもできるだけ支障のないように進めて参りたいと考えておりますが、実施設計の工期は本日3月10日となっております。設計を変更する場合には平成26年度予算においては、執行残がありませんし、委託料として新たに概算で160万円程度掛かります。そのための補正予算の議決をいただかなければなりませんので、新年度に入り4月の臨時議会で補正予算の承認をいただき、委託業務の入札、業務着手が4月下旬となった場合、6月中旬に業務完了となります。さらに予定している約8箇月の工事期間が遅れることによる工事費の増額、冬期間の工事になるため除雪費用や暖房料など今後1億円と言われていた部分については、補正予算の議決が必ず必要になるだろうと考えていたところでもあります。請負工事の入札、議会議決、本契約、工事着手が8月になった場合につきましては、工事の完成が翌年4月中旬になる見込みであります。平成28年4月から認定こども園の開設を予定しておりますが、開設する時期にも大きな影響が考えられるということです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から色々説明をいただいたわけですが、トイレの話に入る前段のところは、本来12月、2月20日の段階で、もう少しきちんと説明していただきたかった。今まで何度もこの設計については、お話しをしています。私は実施設計を行うための臨時会でも質問しています。その後の一般質問でもしています。そういう場があったわけですから、もっと早い段階でそういう説明があつて然るべきであつたのではないかと考えます。それではトイレの関係に移りたいと思います。先ほどの説明でまず工事について今回これ以上工期が延びるという説明があつたわけですが、そもそも今設計されている工事のやり方としては、保育園をこのま

まの状態が開園させ、最初に増築部分を造って増築部分が完成したらそこに職員室を移動し、そちらを職員室として活動している間に職員室側の増築をするという２段階構えでやるという説明を別の場面で聞きました。一般質問だったと思いますが、そうではなくていっそのこと保育園そのものの業務を公共施設などに移して一気に工事を進めれば短期間でできるのではないかと、そういうことを進めればもしかしたら先ほど言っていた８月に工事が始まったとしても、工期を短くすることもできるでしょう。あるいは、短期間でやることによって工事費を抑えることもできるかもしれない。この増設部分のすぐ先には愛光園もありますから、当初の説明では大きな工事は日曜・祝祭日・夜間など、夜間は難しいかもしれないがという中で、そういうときを利用して行うという意味で工期がかなり長くなるという認識を得ていましたので、そのあたりもう一度、大変かもしれないけれども検討すれば、今のやり方ではないかたちで工期の遅れは取り戻せると考えます。そこはまだ検討の余地もあるのではないかと考えます。実際、他の町で認定こども園や保育園、幼稚園を建てるときに、増築を行う場合でも色々なやり方がある。工期が迫られている場合は、もちろん、そういうかたちの中で進めるでしょうし、検討はしてもいいのではないかと考えます。それから、保育園と１１回打ち合わせをして２歳児の保育室とトイレの要望があったということでしたが、これについては、私は２月２０日の段階でこの増築部分の使い勝手のことを言いました。そこを議員一人だけが言ったからそれより他の議員が納得していればそれで終わりということにはならないのではないかと考えます。一般的に議会に話を通したときに、もしそういう疑問が出てきて、それはもう一度、保育園に確認を通しながら別の視点で捉えるということで、検討し直す必要性はないのか。そういうことを実際にやられたのか。もう２０日の時点ではそれで終わっているのか、それをもう一度、お伺いしたいと思います。それから、もう一つ、これまで、先ほどの１番目の質問で何度も言いましたけれども、担当職員が合同保育を見に行ったときにも保育室の増設が必要、町長も増設が必要であると説明されました。実は私も合同保育を見学に行っているのですが、合同保育に来ているのは３歳児、４歳児、５歳児です。３歳児、４歳児、５歳児が合同保育をしているときに、２歳児は邪魔にならないようなかたちで実際にトイレを使用しているわけです。３歳児、４歳児、５歳児が使うときに実際に混んでいるところを見たのであれば、せつかく増設するのなら何も遠くに置かず手前にすることによって、先ほど言われた保育の過程で別のトイレを使うことはないということでしたが、例えば遊戯室で全体活動をしている、お遊戯会などで双方に分かれて使ったりするときには、別方向のトイレも必要になるのではないかと考えます。そういう意味で、増設するトイレが必要と

言いながら今はこれで十分であるということになっているというところは私には解せないので、そこをもう一度確認させていただきたいと思います。もう一点、トイレの数ですが、認定こども園の定員と便器数について独自に調べてみました。認定こども園の定員は今年3歳児から5歳児は63名になります。便器数の基準で3歳児から5歳児の基準は、男児20名につき大便所及び小便所1以上、女児20名につき1つ以上というのが、私が調べた範囲内ではこのようなことがありましたので、既存のトイレがあるのは大便器4、小便器4ということで、3歳児から5歳児が使うとすれば大体65名ぐらいまでになるのではないかと聞いています。そうすると、今あるトイレというのは、もう基準は超えているけれど余裕のある状況ではないので、せっかく新しいトイレを造るのであれば、新たに使えるようにした方が全体的なことを考えたときに、より使いやすくなるのではないかと。そういう視点からも新しい配置というのも考えられないのか。何点かお伺いしました。まず、2月20日の段階で私が先ほど色々提案したことを説明した上で、保育園側に確認を取っているのか。もう一点、今までトイレの数が足りないという認識でいたときに、足りるということではなくて、より一層、足りないという認識では2歳児までの合同保育とは関係のない子たちが使うわけですから、そういう意味ではもう少し増やす必要がなかったのかということで、その点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初に従前の中でいくらでも説明できたのではないかとありますが、建築基準法の関係で増築部分については、渡り廊下でつなぐというところでの別の建物にしなければならないということが判明したのは12月26日ですから、それから今のようなかたちで設計が進んでいったということ、まず理解していただきたいと思っております。また、20日以降の話の中で確認を取っているのかということですが、確認は取りました。確認を取った中で、花の里保育園では大谷幼稚園の皆様が来られたとしても、現在の合同保育という状況で一斉に活動していくということでは、トイレが少し足りなくなることや混雑する状況は見受けられるけれども、今後、認定こども園として運営が始まったときには、それについて一切トラブルのないかたちでやりたい。特に私たちがほしいのは、2歳児は特にトイレの部分が大事なので、2歳児の個別トイレがほしいと要望されていまして、そのことは申し伝えたいと思います。便器が足りないということですが、豊田園長から状況の中では便器については足りないことはないということで、答弁しました。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 先ほど渡り廊下式の増築が12月26日にはっきりしたということでしたが、12月の定例会で一般質問したときにすでに離れ形式で増築するという説明があったと思います。渡り廊下が何メートルという説明は口答ですからなかったと思いますが、新たに別棟でそういう物を造るという説明はしていたと思いますが、その部分の議事録を今、持っていませんので確認できませんが、私の認識では離れを造ってやっていくのかなと12月の段階で感じたのです。それから、もう一点、先ほど2歳児のためのトイレを造るということで、それはトイレの位置を手前にして保育室を向う側にしても何ら問題なくクリアできると思います。実はトイレトレーニングは、既存の園舎に乳幼児室がありますが、そこは0歳児、1歳児が使用する部屋です。早い子にしてみれば2歳児前からトイレトレーニングも始まると思いますので、そういう意味では新しいトイレを使いたい子もいるのではないかと。そういうことでは、1歳児でそういうことがある子が必ず遠くまで行くより手前側にあった方が使いやすいのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。もう一点、先ほど町長は保育園側に確認したと言っていたが、実は私も確認させていただいたのです。保育園側と私のアイデアをきちんと説明させていただきました。色々な意味で逆になっているやり方というものもあるのではないかと。それは先ほど言った最初に保育園側は2歳児の保育室とトイレを造ってほしいという要望が非常に強くて、私の聞いたニュアンスでは2歳児の保育室とトイレが確保できれば十分であるという感覚になっていて、保育所全体の配置というところに少し発想が広がっていなかったのかなと、そういう意味で私が園舎側の本体側の子どもたちが使えるようになるのも逆にすれば可能ではないかというお話しをさせていただいたときに、確かにそのようにすることによってお遊戯会など遊戯室を左右に分けて使うときに可能かもしれない。あるいは、先ほど言った乳幼児室で使っている子どもたちが使うにもいいかもしれない。それから、もう一つ、私独自にこの後色々な方に見ていただきました。保育の専門家、一般の方にこの設計書を見ていただいたのですが、現在の施設の状況だとトイレが死角になって一番遠い所ですからわざわざトイレを見に行かなければ死角になってしまう。子どもの安全や衛生を確保するのであれば、入れ替えることによってより目が行き届いて十分な安全性と衛生性を確保できるのではないかとというアドバイスもいただいています。そういうことも加味すると先ほど町長が言われていたように、保育所側は2歳児の保育環境が整うことが重要でちゃんと2歳児が使えるトイレがあればいいというのであれば、何も逆にしても問題はないかと考えます。その方が先ほどから言っているように使い勝手も良くて園舎全体を考えたときには、より利用度の高いトイレができると考えますの

で、まだ検討もできるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 宮下議員が花の里保育園に行つて今言われた意見を言ったということは、報告を受けているところであります。ただし、そのことを含めて総合的な判断で、花の里保育園としては今の位置関係がベターであるということでもあります。先ほども申し上げましたとおり、3歳から5歳の子どもたちが動線として既存のトイレにも行けるということになると、子どもたちの安全管理上自信がない。逆にできない。今の位置関係ですること一番ベターですということでした。なぜ、2歳児の部屋を手前に持ってきたのかと聞きましたら、この配置ですと5歳児、4歳児、3歳児と乳幼児については、フローリングを含めて特別な床なのでずらせないということで、2歳児を手前に持ってくることで人の気配を含めたところが保育所として良いのです。トイレが入ることで人と離れてしまうことの方が一体感を考えたときには、私たちは不安でありますということで、何度も申し上げますが、花の里保育園として今後においてこれがベターだということを確認させていただいているところでもありますから、そのことは議員の皆さんにはご了解いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の話については、議員側がどのように判断するかということになると思います。最後に一つ、一般質問通告書にもあるように私はこの工事関係の進め方について少し疑問を持っています。合意形成をする段階で先ほどもう実施設計ができて2月20日の段階でもしも私が指摘した以外の何か問題が出てきたとして、それぞれの議員が何か問題があるというようなことがあったとき、それはそれだけでも工期が延長されるからできないと言うわけです。本来だったらある程度そのあたりのところが修正がきくような段階で、議会側に説明をして設計図を見せるなどの段階があってもよかつたのではないかと。先ほどの説明からすると時間が全然ないということをおっしゃっていましたが、それなら議会は何のためにいるのでしょうか。私たちは保育園側の保育専門の方とは違う視点で設計図を見て保育園の有り方を議論、提案することもできます。町長は先ほど協議の上であの時は宮下議員以外OKの方向だったからそれで問題ないだろうというのであれば、最初から議員半分がOKだったら、それでOKとなってしまうわけです。でも色々な視点があるというのが議会の役割で様々な視点で問題点、疑問点を提案しながら、あるいはそれに対してきちんとした答弁を進めながら、最終的に議決、多数決というかたちになると思うのですが、これだったら2月20日の

段階でほとんど動かさない状況になっているのではないかと考えて、その進め方はいかがだったのか。こういう建物を建てる時の問題点については、過去にもいくつか事例があったと思います。例えば交流センターを建てる時にも議会に諮ったとき非常口の位置などいくつかもう少し直した方がいいという提案があつて、その時は変更になったと思いますが、札比内コミュニティセンターのときには、実際ももう少しここに窓がないのかということがあった。あるいはこの位置をずらせないのかということで、結局、変更はなかったと思います。最近、私は中和の会館を使う機会があつたのですが、女子トイレが1つしかなくて、今まで2つあつたと思うのですが、そこも広くなったけれど1つになって、実際に何人かで集まったときにも1つしかないので並ぶ状況になっているわけです。そういうことももう少し地域の方に設計図を見せてある程度広く私たち議会でも設計図を見ていませんので、そういうことを示していただければ、何らかのアイデアを提供することもできたかもしれない。ただ、見せていただいてもそれが変更できない時期であれば、何の意味もないので、そこは町側ももちろん自分達の中で検討して専門家と話合っていることも十分分かりますが、専門家以外の視点を取り入れてより良いものを造るというかたち。今回、私は議会のことだけしか言いませんけれども、本来は利用者である保護者に対しても提案しながら見ていただき、納得していただく、不安をかき消すような説明をする行為が必要なかったのかと思っています。今まで12月の定例会の一般質問でも言いましたが、そういうことをしないのかということに対して、全ては実施設計が出来上がってからということ、それはもう本当に出来上がったものをただ説明するだけのものであつて、今まで町長が目指すような共生や協働からほど遠いことなのかなと感じます。これから大型工事はなかなかできないわけですが、その中でも一つずつこういうかたちで、もう少し前の段階で検討し、あるいは保育所側だけでなく色々な人と話し合いを設けることによって、この保育所自体がみんなの自分たちの保育園という感覚になれるような進め方をしていたいただきたいと思いますが、それについて答弁をお願いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 小さなところで色々な意見があると思っています。ただ、今までのかたちで言いましても、いわゆる部分改修について、そういうものを議員の皆様と一緒にになって積み上げていくプロセスは、やっていなかった。体育館修繕や中和の南地区集落会館耐震化を含めた一部改修についても、図面提案していないのが事実でありましたので、この問題についてはまず、花の里保育園が一番の状況になってくれれば良いということで進めていましたが、今後において大型工事等々が出てきたときには、十分に注意し

ながらやって行きたいと思っております。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 3時12分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 3時30分再開)

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 3番目の質問に入ります。戦後70年を迎え、平和を願う取り組みの展開について、町長及び教育長に伺いたいと思います。月形町では毎年遺族会とともに戦没者追悼式を行っていますが、戦後70年ということですから、遺族の高齢化が進み、遺族の参加者も年々減っています。そのあり方も再考が必要になっていると感じています。折しも今年には戦後70年目という年になります。戦没者追悼式のあり方を含め、戦争の記憶を後世に伝え平和を願う取り組みを展開するには良い機会ではないかと考えます。町全体あるいは教育の現場で、どんな取り組みができるのか、お伺いしたいと思います。

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 質問に月形町遺族会の質問がありました。現在、会員数は21名、10年前の平成16年は42名でありましたので、会員数は半分となり、会員の高齢化も一段と進んでいるというのが実態であります。現在行われている月形町の戦没者追悼式の趣旨であります。町の実施要領において過去の戦歴における月形町関係の戦没者に対し、心からの追悼の誠を捧げ、恒久平和への誓いを込めて追悼式を実施することにしております。即ち本町の出身者で日露戦争以降の戦争で戦死された130名のご英霊に追悼の誠を捧げ、ご遺族には今日に至るまでの苦難とご労苦に対し哀惜と敬意を表し、合わせて戦争の悲惨さと平和の尊さをしっかりと語り継ぎ、平和の社会の実現に全町民が努めていくことを誓うものでもあります。戦没者追悼式は、古くは毎年7月3日に行われていた忠魂祭が今の追悼式につながっているもので、現在は町が主催し毎年7月3日頃にご英霊の名が刻まれている忠魂碑の前で執り行っております。式典への参列状況ですが、年々ご遺族の参列が少なくなってきており、ご遺族の参列は昨年10名、10年前の平成16年より15名減っているところでもあります。ご遺族をはじめ式典の参列者が漸減していく中において、平成21年から町職員に参列を即すとともに、平成24年から全ての町政功労者の皆様にご案内を差し上げているところでもあ

ります。昨年の参列者総数は75名となっておりますが、ちなみに平成16年の参列者は68名ということでもあります。なお、町民の皆様には追悼式の趣旨をお知らせするとともに、参列のお願いを広報誌やIP電話で行っていますが、一般参加はないという実態であります。本年は、終戦から70年を迎え、節目の年と言われております。本町における戦没者追悼式の趣旨は、何ら変わるものではありませんし、戦没者追悼の機運を高め続けていくという思いでいるところであります。今年は慰霊祭や追悼式について、広報誌で開設することの他に、例年は開会時間10時だったものを11時50分程度まで遅らせて、正午のサイレンに合わせて参列者の皆様そして職場または家庭における町民の皆様にも一緒になって黙とうしていただく、そういう意味において追悼式の趣旨をご理解いただき、浸透させていくことができたらいと考えていたところであります。これからも忠魂碑の前を式場としてご遺族、関係各位をはじめ多くの町民の皆様が様々なかたちで参加いただき、月形町戦没者追悼式を取り行いたい、続けて行きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 質問にお答えします。教育の現場であります学校における平和を願う取り組みについては、月形町の図書館をはじめ近隣市町村を含めて書籍やパネルを用意する、または視覚に訴える情報機器等を活用して子ども達が戦争の悲惨さ、戦争のもたらす被害や影響を考え、平和を願う気持ちや態度を養うように、より一層、指導を工夫するとともに、できれば直接、月形町戦没者の忠魂碑のある現地に行って先人に対する畏敬の気持ちや命の大切さ等を学ぶ体験学習に取り組むよう検討したいと考えております。また、可能であれば戦争を体験した方もしくは戦争について語れる方を探り、講話をしてもらうなど改めて戦争と人々の暮らしや平和について理解を深めるよう検討して行きたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 町長の答弁で、今年度、11時50分開式、正午に全町で黙とうするという取り組みがなされることは、初めて聞いて良い取り組みであると思いましたが、そういうかたちの工夫がされた中で、戦没者追悼式が長らくこれから先も続けられることをうれしく思います。教育長からは学校教育の現場で色々な取り組みをされていますけれども、子どもたちが直接、遺族の方などから体験を聞く機会がやはり必要であると考えていましたので、そういう意味では、そういうことも考えているということでした。ぜひ、早く取り組んでいただきたいと思います。それはなぜかと言うと戦後70年も経って皆さん高齢化されていて、記憶が薄れている、語れる人の数もすごく少なくなっていると

感じますので、せっかくの節目の機会ですのでできるだけ取り組んでいただければと思います。もう一つ、教育の関係ですが、戦争ということを経験した人々から取り上げることも可能かと思えます。先ほど教育長からは学校教育のところをメインで語られたわけですが、社会教育的なものあるいは道徳や総合学習的な色々な取り組みをどういう教科で取り組むのか分かりませんが、道徳の観念や学校教育という枠にとらわれず、社会教育で町民全体に対してもそういう機会を設けるような取り組みもあると思えますので、その点については、いかがでしょうか。

- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 道徳については、先ほどの例示ということで教材の提示のお話をさせていただきましたが、教科はもちろん、社会科という教科が多いと思っております。もちろん道徳でも先ほど説明したとおり教材を使ってということで考えております。社会教育では図書館や生涯学習講座等もありますので、取り組んでいけるよう検討して行きたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。

- 議長 笹木 英二 以上で一般質問を終わります。これにて本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。なお、3月17日の本会議は午前10時からの予定になっております。
(午後 3時40分散会)